

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺言できること

Q：遺言にはどんなことでも書けるのでしょうか。

A：遺言に書いておけば、自分の死んだ後、その望みをかなえてくれるわけですが、どんな望みでもかなえてくれるわけではありません。例えば、家族仲良く暮らすようにといった遺言は、法律上の遺言とは違うのです。

法律で効力が認められている遺言事項は次の事項です。

(1) 身分関係

① 認知

② 未成年者の後見人、後見監督人の指定

(2) 財産関係

① 遺贈

② 財団法人設立のための寄付行為

③ 信託の設定

(3) 相続関係

① 相続人の廃除及びその取消

② 相続分の指定及び指定の委託

③ 遺産分割方法の指定及び指定の委託

④ 特別受益の持ち戻しの免除

⑤ 5年以内の遺産分割の禁止

⑥ 共同相続人間の担保責任の指定

⑦ 遺贈の減殺方法の指定

⑧ 遺言執行者の指定及び指定の委託

⑨ 生命保険金の受取人の指定、変更

⑩ 祭祀主宰者の指定

